

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に向けた検討体制構築準備会合
運営要領

令和6年4月 日
主査決定案

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に向けた検討体制構築準備会合の開催について（令和6年4月5日デジタル行財政改革会議事務局長決裁）第4項に基づき、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に向けた検討体制構築準備会合（以下「準備会合」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

- 1 準備会合は、原則、オンライン開催とする。
- 2 準備会合は、構成員からの自由^{かつ}闊達な御意見を頂戴する場として開催するものであり、原則として、非公開とする。
- 3 議事内容の透明性を確保するため、資料及び議事要旨を内閣官房ウェブサイトに掲載する。
- 4 主査が特に必要と認めるときは、資料及び議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 5 この運営要領に定めるもののほか、準備会合の運営に関し必要な事項は、主査が定める。